

京都社会人卓球リーグ要項

1) 出場資格

- ① チーム登録が必ず京都卓球協会にある事。
- ② チーム登録に際しては構成メンバーを明示する。
- ③ 構成メンバーの追加については事前に届けることを原則とする。
(メンバーチェンジとは別)
- ④ 大学生は、学連登録者以外であれば出場可。
- ⑤ 高校生は、高体連登録者以外であれば出場可。
- ⑥ 大学生で学連登録している者も退部後社会人登録しなおす事により即出場可。
④, ⑤, ⑥については、学連の退部届を提出後、出場可とする。
届けは事務局受理日よりとする (FAX 可、但し正式届けは後日郵送の事)。
- ⑦ 登録規定変更に伴う出場資格の変更について
京都府に在住・在勤・在学の者に限り出場出来る
但し、レディース独自の大会についてはレディース委員長に確認の事。

2) 選手の移籍

- ⑧ クラブ間の移籍は届出後 90 日を要す。
- ⑨ クラブ解散による他チームへの移動も同じく 90 日を要す。
- ⑩ クラブ解散による新チーム結成も⑧、⑨と同じ。
- ⑪ 年度変わりであっても同じ。
- ⑫ 特例として転勤、定年退職、会社のチーム解散、転職は出場可。
- ⑬ 個人登録から団体登録への変更については、個人登録期間が 90 日を越えている事。
あるいは個人登録直前が無所属 (無登録) で、個人登録期間とあわせたものが 90 日を越えていること。
- ⑭ 届けは事務局受理日よりとする (FAX 可、但し正式届けは後日郵送の事)。
- ⑮ 移籍の申請は両チームの責任者の認印で移籍成立。但し、特例とし本人の申請と受け入れチーム代表者の認印で移籍を認める場合あり。

3) チーム編成について

原則として今まで通りとする。

同一クラブで複数チーム出場する場合 A を最強とし、順次 B, C とする。又、A, B, C 3 チーム出場のところ、従来は本来 A チームで出場するメンバーが不足した場合、BC より順次繰り上げてゆき (上につめる) としていたのが、A のキケンを認めるものとする。但し、往来通り順次繰り上げていく (上につめる) 事も可とする。

4) オーダーミスの取扱について

1 番 2 番の出場者でダブルスを組んでしまった場合は、ダブルスをキケン (相手に 1 点) とし試合は成立させる。

- 5) 整列の時選手が揃っていない場合の取扱について
原則として不揃いのチームをキケンとする。
但し、3名であっても親睦で予選リーグの試合をして頂くこととする。
(対戦相手のチームについては、ご理解を頂き対応をお願い致します)
- 6) 順位決定戦をしない場合の順位の決め方
チャレンジリーグ最下部の順位決定について、特に順位決定戦をしない場合、例えば、3位、4位の決定は1位に負けたチームを上位に(3位)、2位に負けたチームを下位(4位)とし順次これに従う。
- 7) 組み合わせ
同一チームから同一クラスに複数出場の組み合わせの配慮については往来通りとする。
(配慮しない)。但しチャレンジリーグ最下部については配慮する。
- 8) ユニフォームの不揃いについて
ユニフォームについては最低1枚揃えるものとする。万一不揃いの場合、長袖シャツ・長ズボンの着用許可申請と同じく、チーム責任者が理由を添えて開会式までに書面にて審判長の許可をもらうものとする。許可書のないチームは即失格とする。但しショートについて同系色であればメーカーが違って、又ラインの有無についてもJTIA公認であればOKとする。
スパッツについては膝までのものを指し、アンダーシャツについてはひじまでのものとする。従って、ひざ・ひじを覆うものについては着用許可書を提出の事。
- 9) 開催会場について
使用可能台数、会場使用料、駐車場問題などでどうしても会場が限られてくるのに御理解頂きたい。全て複数会場開催となる。
- 10) 出場資格違反の取り扱いについて
嚴重注意した上で当該クラスの最下位とする。(運営、審判、総務各委員長合議の上)。
- 11) 組み合わせについて
2ブロック7チームの場合 Aブロック 1.4.5
Bブロック 2.3.6.7とする。
- 12) 試合の促進ルールとスムーズな進行について
①各試合での促進ルールの適用は7分とする。
②練習時間はチェンジエンドなし3本で試合を始める。
③ゲームとゲームの休憩10秒以内で試合を始める。
④マッチとマッチの休憩30秒以内で試合を始める。
遵守できない場合は、イエローカード(レッドカード)の対称となり、失点となる。
⑤この事により、大幅な時間短縮が可能になれば、決勝トーナメント5ゲーム制等も視野に入れたい。

- 1 3) 入替えチーム数について
入替えチーム数は2チームとする。
- 1 4) 表 彰
現行1、2位、3位を表彰する。
但し、取りに来られない場合は失効とする。
- 1 5) チームの名称変更・無届の棄権の取扱い
①内容に変更(チーム編成等)がなければ、名称変更でそのまま出場可。
(当年度運営委員会で内容検討の上結論を出す)。
②無届の棄権の取扱いについては2回までとし、以後は廃部扱いとする。棄権の届け、チーム廃部の場合は速やかに社会人事業事務局へ連絡する事。
棄権チームについては、登録用紙に○チーム棄権と明記下さい。
(FAX又は手紙)
- 1 6) 順位戦の実施について
1.2.3位決定、8.9位決定以外の順位決定については、時間によって当該チームの話し合い、あるいは抽選で決定する事もある。
- 1 7) メンバーチェンジについて
①登録時については、チームのメンバーの都合によりチーム編成に柔軟性を持たせる。
②試合当日のメンバーチェンジは下のクラスから上のクラスへのみ。同じクラスでの入替えも認めない。
- 1 8) 全国大会と日程が重なった場合の取扱いについて
協会としては、全国大会を最優先の観点から、全国大会に出場する該当チームがあった場合、その大会が団体戦でも、個人戦で1人が抜けるというケースであっても(あくまでもそのチームの責任に於いて出される申請についてはスポーツマンシップを信じ)その為に社会人リーグ出場不可になった場合には、棄権扱いとせず、保留扱いとする。その場合は、事前に責任者から理由を添えて社会人事業事務局に申請書を提出することとする。(但し温泉卓球は含まない)
- 1 9) 申し込み〆切日について
申し込み〆切は、各大会いままでより1週間早い、大会の2週間前の水曜日とする。
但しメンバー変更について(上から下へ)は、同一週末土曜日の正午までとする。
(社会人事業事務局へ)
尚、出場申し込み後のキャンセルは返金しない。
2会場開催で2日間開催になった場合でも、〆切日は先の大会にあわせるものとする。
- 2 0) 状況に応じて午後8時を過ぎたら勝敗の決定に際し抽選(トス)もあり得る。
- 2 1) 26年度も決勝トーナメントは全て3ゲームズマッチとする。

2 2) 社会人リーグ (団体) 当日に、社会人大会 (シングルス・ダブルス) の受付を時間と場所を区切って受付ける。(開会式当日に連絡)

2 3) 団体戦でやむをえず出場がむづかしい選手 (例・ねんざ等) がチームにいて代替の選手がいない場合、その選手を何番にするかはそのチームの任意とする。

2 4) 退職 OB がチームに参加した場合は会社名にクラブを付けて出場する。

2 5) 運営委員の責任と役割

1 年間リーグの運営 (試合の企画構成及び試合の進行等) に携わって行かねば成らないという責任と権限を与える。

※具体的な役割

①毎回の組み合わせ会議に出席 (運営委員を委嘱されたチームより必ず一人) し、組合せ並びに大会運営上の諸問題について随時討議する。

②大会当日のコート設置等の会場整備及び大会終了時の各撤去作業及び清掃作業等の後始末を行う。

③大会当日の試合運営を本部役員と共に協力し行う。運営委員一人一人に何コートから何コートまでと具体的に試合進行の責任を持つ。

④社会人全体会議には必ず出席し年間の反省点をもちよる。

⑤1 加盟団体でチーム数が異なるので、運営委員の割当てではチーム数に案分させる。

2 6) 全ての届けは必ず代表者によって書面で行う

提出先 京都卓球協会 小寺理事長まで

2 7) 京都社会人卓球リーグの事務局について

平成 15 年度より田阪晃司が担当。社会人事業に関するお問い合わせのみ、FAX または書面で代表者の方より下記まで。

2 8) 住所 〒610-0361 京田辺市河原御影 6-3

田阪スポーツ 気付 社会人リーグ事務局 田阪晃司宛

TEL, FAX 共用 0774-63-7072

(TEL は平日 10:00~20:00 まで、土曜日は 10:00~20:00 まで)

定休日: 毎週日曜日、祝日

京都社会人卓球リーグ運営要項の制定、及び改定の経過は次の通り。

(平成 8 年 3 月 21 日制定) (平成 9 年 3 月 21 日改定) (平成 10 年 2 月 15 日改定)

(平成 11 年 3 月 14 日改定) (平成 12 年 3 月 19 日改定) (平成 13 年 3 月 22 日改定)

(平成 14 年 3 月 10 日改定) (平成 15 年 2 月 16 日改定) (平成 16 年 3 月 14 日改定)

(平成 17 年 2 月 13 日改定) (平成 18 年 2 月 12 日改定) (平成 19 年 2 月 4 日改定)

(平成 20 年 2 月 24 日改定) (平成 21 年 2 月 8 日改定) (平成 22 年 2 月 14 日改定)

(平成 23 年 3 月 27 日改定) (平成 24 年 2 月 26 日一部改定) (平成 25 年 4 月 1 日改定)

(平成 26 年 4 月 1 日改定)